

○久慈市水道事業給水に関する規程

平成18年3月6日水道事業管理規程第19号

改正

平成27年3月23日水道事業管理規程第6号
平成31年3月29日水道事業管理規程第1号
令和3年6月28日水道事業管理規程第1号
令和4年3月31日水道事業管理規程第1号
令和4年12月26日水道事業管理規程第5号

久慈市水道事業給水に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、久慈市水道事業給水条例（平成18年久慈市条例第183号。以下「条例」という。）の規定に基づき、給水に関し必要な事項を定めるものとする。

（分与禁止）

第2条 給水は、これを他人に分与し、又は販売してはならない。

（代理人）

第3条 条例第4条の規定により、代理人を選定した場合は、給水装置管理代理人届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（管理人）

第4条 条例第5条の規定により、管理人を選定した場合は、給水装置管理人選任届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（工事申込み）

第5条 条例第7条第1項の規定により、給水装置工事の申込みは、給水装置工事申込書（様式第3号）により行わなければならない。

（指定給水装置工事承認申請）

第6条 条例第8条第1項の規定により、給水装置工事を行う者は、指定給水装置工事承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（給水装置の譲渡等）

第7条 条例第18条の規定により、給水装置を売買し、又は譲渡しようとする者は、給水装置売買（譲渡）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（給水申込み）

第8条 条例第20条の規定による給水の申込みは、給水開始申込書（様式第6号）により行わなければならない。

（中止変更等届出）

第9条 条例第23条の規定による届出は、次に定めるとおりとする。

（1）給水中止申込書（様式第7号）

（2）水道廃止（滅失）届（様式第8号）

（3）水道使用者名義等変更届（様式第9号）

（4）消火栓使用届（様式第10号）

（メーターの設置等）

第10条 メーターは、市長の指定する場所に設置し、その設置場所は、常に清潔にして検針その他の作業の支障となる物件を堆積し、又はメーターの機能を妨害してはならない。

（給水栓の位置）

第11条 申込者が設置する給水栓の位置について、市長が不適当と認めるときは、変更させることができる。

（利害関係人の同意）

第12条 他人の給水管から分岐して給水栓を設置しようとするときはその給水管の所有者の承諾書を、他人の土地又は家屋に給水管を布設しようとするときはその所有者の承諾書を添付して工事申込みをしなければならない。

2 工事申込みにおいて民法（明治29年法律第89号）第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、前項の規定は適用しない。

（給水装置の制限）

第13条 1世帯又は1箇所に対する分水は、2箇所以上に装置することができない。ただし、給水上支障がないと認められたもので市長の承認を得た場合は、この限りでない。

（立入検査）

第14条 市長は、メーターの点検及び給水に関する調査等の必要がある場合は、上下水道部の職員をして検査をすることができる。

2 前項の規定により検査を行う職員は、身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人から求められたときは、証票を提示しなければならない。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査）

第15条 条例第44条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

（1）貯水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。

（2）貯水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

（3）給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

（4）供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(5) 前各号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の久慈市水道事業給水に関する規程(昭和46年久慈市水道事業管理規程第2号)又は山形村給水条例施行規則(平成10年山形村規則第4号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成27年3月23日水管規程第6号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日水管規程第1号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第18条中久慈市水道事業給水に関する規程第12条の改正規定及び第18条第1項の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

附 則(令和3年6月28日水管規程第1号)

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日水管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月26日水管規程第5号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

給水装置管理代理人届

年 月 日

(宛先)久慈市長

所有者
住 所
氏 名

次のとおり久慈市水道事業給水条例第4条の規定により、給水装置管理代理人を届け
出ます。

給水装置場所				
給水装置管理代理人	住 所			
	ふりがな			
	氏 名			
	連絡先		電 話	
異動年月日	年 月 日			
摘 要				

処 理 欄	部 長	課 長	係 長	担 当 員
-------	--------	--------	--------	-------------

給水装置管理人選任届

年 月 日

(宛先)久慈市長

所有者代表

住 所

氏 名

次のとおり久慈市水道事業給水条例第5条の規定により、給水装置管理人を届け出ます。

給水装置場所				
給水装置管理人	住 所			
	ふりがな			
	氏 名			
	連絡先		電 話	
選任年月日	年 月 日			
給水装置共有者(連署)				
住 所		氏 名		

処 理 欄	部		課		係		担	
	長		長		長		当	
							員	

給水装置工事申込書

年 月 日

(宛先)久慈市長

申込者
住 所
氏 名

次のとおり久慈市水道事業給水条例第7条の規定により、給水装置の工事の申込みを
します。

工 事 種 別	新 設	改 造	撤 去	そ の 他
給 水 装 置 場 所				
所 有 者				

委 任 状	
市 指 定 水 道 業 者	
上記の指定業者に給水工事に係る事項を委任します。	
年 月 日 委任者	

上記の工事に際し、私所有の土地家屋内における工事の施工を承諾します。 年 月 日 所有者住所 氏名

上記の工事に際し、私所有の給水管から分岐することを承諾します。 年 月 日 所有者 住所 氏名
--

収 受	年 月 日 第 号	部 長	課 長	係 長	担 当 員
--------	--------------	--------	--------	--------	-------------

指定給水装置工事承認申請書
 所有者から分岐

収 受	年	月	日	第	号	栓	設調書						
装 置 場 所													
給水装置所有者	久慈市指定給水装置工事業者												
給水装置工事主任技術者													
(宛先)久慈市長													
上記の給水装置工事を施工したいので、久慈市水道事業給水条例第7条第1項の規定により申請します。													
項 目	寸 法	設 計 数	計 量	精 算 数	精 算 量	管 理 者					設 計	精 算	
						支 柱 数					整 備 課 長	経 営 課 長	
						支 柱 数							
						支 柱	水 洗 便 所			浴 室	手 洗	上水道係長	総務係長
							大	小	兼				
						内 容	洗 面 炊 事 散 水 ボイラー				設計審査	整備課長	
						着手承認							
						年 月 日							
						着手						占用手続	上水道係長
						年 月 日							
						完工							
						年 月 日							
						検査						受 付	精 算
						年 月 日							
						検査合格証番号							
						第 号							
						メーター番号							工事検査
						号							
						検査満期							
						年 月 日							
								領 収 日 付 印					

給水装置売買(譲渡)承認申請書

年 月 日

(宛先)久慈市長

譲渡者

譲受者

次のとおり久慈市水道事業給水条例第18条の規定により、届け出ますので承認してください。

給水装置場所				
譲渡者	住所			
	氏名			
譲受者	住所			
	氏名			
連絡先		電話		
売買(譲渡)年月日		年 月 日		
摘要				

処理欄	部長	課長	係長	担当員
-----	----	----	----	-----

給水開始申込書

年 月 日

(宛先)久慈市長

次のとおり、給水を開始してください。

使用 者	住所 久慈市
	フリガナ 氏名 電話

申し込みをした方	<input type="checkbox"/> 本人
	<input type="checkbox"/> 代理人

開始する日	年 月 日	新住所に口座振替 を引き継ぎ	する・しない
-------	-------	-------------------	--------

(市内転居で、現在口座をご利用されている方は記入してください)

納付書の送り先	住所 (〒 -)
	氏名 電話

(以下はお客様が記入していただく必要はありません)

水栓番号		メーター番号		課 長	
巡回順路		口径			係 長
No.		検満			
指針		下水の有無			受 付 Ta□ 窓□
前回指針時の指針		処 理	送信 開閉栓 入力		
備考					

給水中止申込書

年 月 日

(宛先)久慈市長

次のとおり、給水中止してください。

使用 者	住所 久慈市
	フリガナ 氏名 電話

申し込みをした方	<input type="checkbox"/> 本人
	<input type="checkbox"/> 代理人 住所 氏名 電話

中止する日	年 月 日	新住所に口座振替 を引き継ぎ	する・しない
-------	-------	-------------------	--------

(市内転居で、現在口座をご利用されている方は記入してください)

中止精算の方法	振替・納付書
---------	--------

納付書の送り先	住所 (〒 -)
	氏名 電話

(以下はお客様が記入していただく必要はありません)

水栓番号		メーター番号	
------	--	--------	--

巡回順路		口径	
------	--	----	--

No.		検満	
-----	--	----	--

指針		下水の有無	
----	--	-------	--

前回指針時の指針	処 理	送信	開閉栓	入力

備考

課 長
係 長
担 当

受 付
印 □ 窓 □

水道廃止(滅失)届

年 月 日

(宛先)久慈市長

届出人 住所
 氏名
 電話

次の給水装置を、年 月 日廃止(滅失)するので届け出ます。

給水装置場所	(借家名 号)	
フリガナ		
所有者氏名		
連絡先	電話	
下水	有・無	
理由	転出・転居・その他(

巡回順路	基本	メーター	超過	水量		
処理欄	基本料金 超過	月分 月分 月分	円 円 円	口座 現金 現地 で納付 済・予定		
用途		開栓年月日	年 月 日	m ³		
メーター	口径		開栓時指針	m ³		
	番号		前検針月日	月 日 m ³		
異動事由	廃止	水栓番号	異動年月日	年 月 日		
検針年月		中止年月日		中止時指針 m ³		
使用水量		認定外水量		月 数		
下水情報						
使用水量		認定外水量		月 数		
増分水量		減分水量		認定区分		
課長	係長	受付	閉栓	入力	納付書	備考

番号

水道使用者名義等変更届

年 月 日

(宛先)久慈市長

届出人 住 所
氏 名

次のとおり名義(用途、住所、人員)を変更したいので、久慈市水道事業給水条例第23条の規定により届け出ます。

給水装置場所			
使用者氏名			
連絡先	電話		
変更事由			
水栓番号		巡回コード	
変 更 内 容			
変更項目	変 更 前	変 更 後	
ふりがな			
使用者氏名			
用 途			
人 員	人		人
摘 要			

部 長	課 長	係 長	記 入	受 付	入 力	検 針 表	納 付 書

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

(宛先)久慈市長

使用者

住 所

氏 名

次のとおり消火栓を使用したので久慈市水道事業給水条例第23条の規定により届けます。

消火栓使用場所	
用 途	
使用年月日	年 月 日
使用時間	
消火栓番号	第 号消火栓
摘 要	

処 理 欄	部 長	課 長	係 長	担 当 員
-------	--------	--------	--------	-------------